

# 岐阜県公報

## 目次

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例                    | (情報企画課) | 二 |
| 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例                    | (市町村課)  | 四 |
| 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例                    | (観光企画課) | 四 |
| 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (農地整備課) | 五 |
| 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例                      | (建築指導課) | 五 |
| 岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例                           | (住宅課)   | 五 |

### 本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(条例第三五号)
- 一 教育費の支援に関する次の七事務について、申請者の利便性の向上のため、個人番号(マイナンバー)を利用して必要な特定個人情報情報の提供を市町村等から受けることとし、申請に係る添付書類(課税証明書等)を省略することができることとした。(第一条、第三条、第四条及び別表第一、別表第三関係)
  - 1 知事の事務
    - (一) 私立高等学校等の授業料の負担軽減のための補助金の交付
    - (二) 私立高等学校等の授業料以外の教育費(教材費、学用品費等)の負担軽減のための給付金の支給
    - (三) 高等学校等を中途退学後、私立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給
  - 2 教育委員会の事務
    - (一) 県立高等学校の授業料の免除等
    - (二) 公立高等学校等の授業料以外の教育費(教材費、学用品費等)の負担軽減のための給付金の支給
    - (三) 高等学校等を中途退学後、公立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給
    - (四) 特別支援学校への就学に必要な経費(学用品費、本人及び付添人の通学費等)の支弁
  - 二 題名を「岐阜県個人番号の利用等に関する条例」に改めることとした。
  - 三 この条例は、一部を除き、平成三十二年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

号外(一) 平成二十九年 十月十八日

- 一 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定及び支給認定の変更の申請に対する審査（所得の状況等に係るものに限る。）の事務を全ての市町村に移譲することとした。（別表第一関係）
  - 二 「農地法」に基づく農地転用許可に係る権限が国から大垣市に移譲されたことに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（別表第一関係）
  - 三 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）
- 一 「旅行業法」の一部改正に伴い、旅行サービス手配業登録申請手数料を新たに徴収することとした。（別表第一関係）
  - 二 「通訳案内士法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（別表第一関係）
  - 三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二は、平成三〇年一月四日から施行することとした。
- 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）
- 一 「土地改良法」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整理を行うこととした。
    - 1 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例
    - 2 岐阜県事務処理の特例に関する条例
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）
- 一 「不動産特定共同事業法」の一部改正に伴い、小規模不動産特定共同事業登録等申請手数料を新たに徴収することとした。（別表第一関係）
  - 二 この条例は、平成二九年一月一日から施行することとした。
- 岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第四〇号）
- 一 「公営住宅法施行令」及び「公営住宅法施行規則」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

（岐阜県個人番号の利用に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県個人番号の利用に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県個人番号の利用等に関する条例

第一条中「第九条第二項」の下に「及び第十九条第十号」を加え、「個人番号の利用」を「個人番号の利用等」に改める。

第三条第一項中「事務は、」の下に「別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び」を加え、「別表第二第二欄」を「別表第二の第二欄」に改め、同条第二項中「法別表第二第四欄」を「法別表第二の第四欄」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定個人情報の提供）

第四条 別表第二の第一欄に掲げる機関は、同表の第三欄に掲げる機関から同表の第四欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第二欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、当該特定個人情報の提供を提出することができる。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例又は規則の規定に基づき当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面を提出することとされているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（規則への委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第三条関係）

|       |   |
|-------|---|
| 機 関   | 機 関   |
| 教育委員会 | 特別支援学校に在学する生徒等の保護者等に対する就学のために必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの |

別表第二（第四条関係）

|        |  |        |               |
|--------|--|--------|---------------|
| 情報提供機関 | 特定個人情報   | 情報照会機関 | 機 関           |
| 知事     | 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの | 教育委員会  | 別表第一の下欄に掲げる事務 |

（岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項に規定する」を「法別表第二の第二欄に掲げる」に、「法別表第二」を「同表」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第三条に次の一項を加える。

4 第二項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例又は規則の規定に基づき当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面を提出することとされているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

第四条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

|     |     |
|-----|-----|
| 機 関 | 機 関 |
|     | 事 務 |

|   |   |
|---|---|
| 一 知事  | 一 知事  |
| 1 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対する授業料の軽減のための補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの | 1 岐阜県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十三年岐阜県条例第二十二号）による授業料等の免除等に関する事務であつて規則で定めるもの |
| 2 私立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの     | 2 公立高等学校等に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの           |
| 3 私立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの                | 3 公立高等学校等で学び直す生徒に対する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの                      |
| 4 特別支援学校に在学する生徒等の保護者等に対する就学のために必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの   | 4 特別支援学校に在学する生徒等の保護者等に対する就学のために必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの         |

別表第二知事の項中「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報」を「生活保護関係情報」に、「別表第一の下欄」を「別表第二の第二項第一号、第二号及び第四号」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条関係）

|                        |                        |   |
|------------------------|------------------------|---|
| 機 関                    | 機 関                    | 特 定 個 人 情 報   |
| 一 知事                   | 一 知事                   |   |
| 1 別表第二の項第一号及び第三号に掲げる事務 | 1 別表第二の項第一号及び第三号に掲げる事務 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）であつて規則で定めるもの           |
| 2 別表第一の項第二号に掲げる事務      | 2 別表第一の項第二号に掲げる事務      | 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの |

|             |                         |                       |
|-------------|-------------------------|-----------------------|
| 二 教育委員<br>会 | 別表第一二の項第一号から第三号までに掲げる事務 | 就学支援金関係情報であつて規則で定めるもの |
|-------------|-------------------------|-----------------------|

附則

この条例中第一条の規定は平成三十年四月一日から、第二条の規定は平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十六号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十八の三の項中「大垣市、」を削り、同表五十二の項を次のように改める。

五十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号、以下この項において「法」といふ。）に基づく事務

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 1 法第五十三条第一項に規定する支給認定の申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号、以下この号において「令」といふ。）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。次号において同じ。）に対する審査（令第二十九条第一項の基準に該当していることその他所得の状況に関する事項及び令第三十五条に規定する負担上限月額算定のために必要な事項（同条第五号に係るものに限る。）に係るものに限る。次号において同じ。）をすること。 | 1 法第五十三条第一項に規定する支給認定の申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号、以下この号において「令」といふ。）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。次号において同じ。）に対する審査（令第二十九条第一項の基準に該当していることその他所得の状況に関する事項及び令第三十五条に規定する負担上限月額算定のために必要な事項（同条第五号に係るものに限る。）に係るものに限る。次号において同じ。）をすること。 | 県内の全ての市町村 |
| 2 法第五十六条第一項の支給認定の変更の申請に対する審査をすること。  |   |           |

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十七号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表一の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録手数料」を「全国通訳案内士登録手数料」に改め、同表二の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録事項変更手数料」を「全国通訳案内士登録事項変更手数料」に改め、同表三の項中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改める。

別表第一五の表一の項及び二の項中「第四条第一項」を「第三条」に改め、同表に次のように加える。

|                                   |                 |       |        |
|-----------------------------------|-----------------|-------|--------|
| 五 法第二十三条に規定する旅行サービス配業の登録の申請に対する審査 | 旅行サービス配業登録申請手数料 | 一件につき | 一五、〇〇〇 |
|-----------------------------------|-----------------|-------|--------|

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一二の表の改正規定は、平成三十年一月四日（以下「一部施行日」といふ。）から施行する。

2 この条例の施行の日から一部施行日の前日までの間における改正後の別表第一五の表五の項の規定の適用については、同項中「法第二十三条」とあるのは、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）附則第四条の



規定によりその例により行うことができることとされる同法第二条の規定による改正後の法第二十三条」とする。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例(昭和三十三年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第百十三条の二第三項」を「第百十三条の三第三項」に、「すべて」を「全て」「に」「すべし」を「既に」に改める。

第四条の二第二項中「第百十三条の二第三項」を「第百十三条の三第三項」に改める。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十四の項第十八号中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改め、同項第十九号中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改め、同項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十九号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一十五の表中

不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第三条第一項に規定する不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査

を

一 不動産特定

産特定共同事業法(平成六年法律七号。以下この表において「法」)第三条第一項に規定する不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査

に改め、同表に次のように加える。

二 法第四十一条第一項に規定する小規模不動産特定共同事業の登録又は同条第三項に規定する小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査

小規模不動産特定共同事業登録等申請手数料

一件につき

六〇、〇〇〇

附 則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例

岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第十八条第二項中「第八条」を「第七条」に改める。  
第二十八条中「第十一条」を「第十二条」に改める。  
附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

平成二十九年十月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社